

日本共産党の山本のびひろです。まず議案24号、熊本県立美術館分館の指定管理者の指定についてであります。平成27年12月議会においても私は表明しておりますけれども、少なくとも美術館や博物館、図書館など、社会教育施設には指定管理者制度はそもそもなじまないという考えを表明し反対致します。

次に議案第45号、熊本県一般職等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。私は一般職員の皆さんの給与引き上げについては賛成であります。ご家族も含めた県職員の皆さんの生活を保障するだけでなく、民間の賃金にも影響する公務員の賃金は、労働者全体の労働条件を引き上げるうえでも向上させるべきであり、また同時に非正規職員の皆さんの正職員化にも取り組むべきであります。必要な県職員の人員を確保し、かつその身分を保障することは、県民生活の安全、安心のためにも必要なことであると考えます。一方、知事、副知事、教育長、および議員の期末手当、勤勉手当の増額改定も併せて提案されておりますが、こちらのほうは上げる必要はないと考えますので、45号議案には反対であります。

次に請願37号、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちに行き届いた教育を求める私学助成請願についてであります。委員会の採決は不採択でありますけれども、趣旨に賛同し採択することを求めます。

熊本県では、高校生の約36%が私学に通っております。公立学校に子どもが通うご家庭よりも、私学に子どもが通うご家庭の方が裕福であるなどという事実は、どこにもありません。しかし保護者負担の公私間格差は依然として大きく存在しており、深刻であります。各都道府県は国からの就学支援金に上乗せする形で、私学の授業料無償化枠の拡充を図っております。お隣り大分県では、今年2月に年収350万円未満の世帯を対象に私学の授業料を実質無償にすることを決断しました。また減免額の二分の一負担を学校に求めていた授業料減免制度においても、大分県は学校負担を撤廃し、保護者負担の軽減を図っています。学校負担制度を残している県は全国的にも熊本を含め7県のみとなりました。さらに本務教員に占める期限付き常勤講師の割合が、熊本県は27.9%と全国一高いものになっており、その結果専任教諭の多忙化を生み、本来生徒一人一人に寄り添うべき私学の現場が疲弊していいないな対応ができないという問題を生み出しています。学費無償化や私学助成の拡充は全国的な流れとなっておりますが、しかしその中で熊本県の私学に対する支援の水準は、私学に通う高校生の比率が全国5番目の高さであるにもかかわらず、助成の拡充は立ち遅れていると言わなければなりません。本請願の提出の際には高校生の皆さんが、公立学校に落ちてしまって親に負担をかけて申し訳ないとか、弟が希望していた学校を断念させてしまったとか、涙ながらに訴えておられました。その姿を目の当たりにすれば、未来ある高校生にこんな肩身の狭い思いをさせている今日の私学環境は放置できないと、どなたでも痛感されるはずであろうと思います。この学校に進学できてよかったと胸を張って充実した学校生活を送っていただけるよう、熊本県、県議会としてもしっかり背中を押していこうではありませんか。本請願の採択を求

めるものであります。

次に請第 38 号、熊本地震被災者の住まい再建に関する請願であります。被災者生活再建支援制度の拡充、一部損壊の被災者にも公的支援の適用を求めたものでありますが、委員会の採決結果は不採択との事であります。熊本県が今年 10 月に国に提出した「平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に係る要望」では、このように国に要望されています。「現行の被災者生活再建支援制度では、半壊世帯や一部損壊世帯が支援の対象外となっているが、半壊や一部損壊の住家被害であっても、その修理等に多大な費用が必要となり、被災者の生活再建の障害となっている。これら熊本地震での被害を踏まえ、全ての被災者の円滑な生活再建が行われるよう、半壊や一部損壊、宅地被害を受けた世帯への支援が実施できるよう制度改正をお願いしたい」。また、住まいへの再建については、「現行の支援制度では十分でない事から、被災自治体において独自に支援をおこなっている。住まいの再建を早期に果たすことは、長期的に見ると国・県・市町村の財政的負担の軽減にもつながるものであり、いつどこで起こるか分からない今後の災害においても共通の課題である。そのため国においては、応急救助から自立再建まで含めた総合的な支援制度を創設するとともに、その財政支援をお願いしたい」とも訴えています。まさに本請願の思いと県の国に対する要望は方向性が一致しております。本請願の不採択は熊本県も求めている方向すら県議会が否定することになるのではないのでしょうか。ぜひ本会議における採択を訴えるものであります。

請第 39 号、熊本地震被災者の医療費窓口負担等の免除措置に関する請願についてであります。今回の請願の趣旨は、熊本地震において半壊以上の判定を受けた住民税非課税世帯、または仮設団地及びみなし仮設住宅に入居中の住民税非課税世帯について、医療費の窓口負担等の免除措置を求めたものであります。これは前回の請願よりも相当免除対象を絞り込んだうえでの要請であり、それだけ私はこの請願採択にかける思いがよほど切実なものであるという事を感じざるにはいられません。医療費窓口負担免除の復活がなぜ必要かについて、この間明らかになってきた事実に基づく四つの根拠を指摘したいと思います。第一に、熊本県が実施した被災者への心の健康調査で、高度のメンタルリスク該当者の割合が宮城県の調査と同程度に高かったこと、また今後再建プロセスで生じるストレスにより、心身の変調が長期間継続することが過去の震災により明らかになっていることなどから、中長期にわたる支援をおこなう必要があるという事を県自身も認めているという事。第二に、にもかかわらず医療費免除制度が昨年 9 月に打ち切られてしまったことを契機に、深刻な受診抑制が発生してしまっていることが被災者自らの証言や保険医協会のアンケート調査などからも明らかになっていること。第三に、既存の国民健康保険の医療費減免制度は被災を理由にした収入減があったとしても適用されないなど、制度を利用することが難しいことから、仮にいくら制度の周知徹底が図られたとしても、もともとの免除制度の代わりの役割を果たすことにはならないこと、第四に、免除制度の復活を求める会には各被災市町村から 17 名の仮設団地自治会長さん、およびみなし仮設入居者の方々が名を連ね、短期間で 2 万人を超える署名が寄せられるなど、医療費免除制度の復活班被災者、県民の皆さんの共同の要求となって広がっていることなどであります。この声に耳をふさぎ続けるのではなく、ぜひ真剣に受け止め、意見書を採択すべきであることを訴えて、討論を終わります。